

要 望 書

全国市議会議長会は、第99回定期総会において、別記のとおり決議いたしましたので、特段の措置を講ぜられるよう強く要望いたします。

令和5年6月

全国市議会議長会
会 長 坊

恭 寿



目 次

多様な人材の市議会への参画促進に関する決議……………	1
ポストコロナを展望した地方行財政の充実に関する決議……………	6
感染拡大防止と社会経済活動の両立に関する決議……………	10
頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策 及び復旧・復興対策等に関する決議……………	13
東日本大震災からの復旧・復興に関する決議……………	17

多様な人材の市議会への参画促進に関する決議

地方分権が進み、市議会の果たすべき役割と責任は重要性を増している。また、社会経済の急速な構造変化を背景に、市議会には多様化する民意の集約と市政への反映が期待されている。

一方、議員の年齢構成、男女割合、職業分布など議会構成の現状が、これからの市議会に求められる使命を果たす上でふさわしいものか疑問を呈する指摘もある。

若者や女性、会社員など多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会に共通の緊要な課題である。

また、本年４月の統一地方選挙では、無投票当選者の割合が高まるなど、特に小規模市議会における議員のなり手不足が深刻化している。今後、人口減少の加速などにより、議員のなり手不足が多くのに広がることが危惧される。多様な人材の市議会への参画を促す対策は、議員のなり手不足を克服する一助にもなると期待される。

このため、我々市議会は、各市の実情を踏まえ、主体的・持続的な議会改革を進め、それぞれ市の最高意思決定機関として、市民にとって魅力ある議会をつくる必要がある。

市議会の現状と課題について市民と双方向のコミュニケーションを深めるとともに、行政監視・政策提起能力の強化、政務活動費の適正な執行に努め、併せて社会のデジタル化に対応して議会運営の高度化・効率化を図るなど、議会に対する市民の理解と信頼の向上に取り組む。

よって、国においては、地方議会の活性化に向けて、下記事項について一体的・総合的に検討し、着実に実現されるよう強く要望する。

記

第１ 多様な人材の市議会への参画を促す環境整備

１ 地方議会の役割・議員の職務の明確化の周知

議会と長の二代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み、地方自治法の改正による地方議会の役割及び議員の職務等の明確化の趣旨について十分に周知を図ること。

2 会社員が立候補しやすい環境の整備

今や就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、若者や女性を含む幅広い会社員層から市議会の議員に立候補しやすい、また、議員との兼業が認められる環境を整える必要がある。

このため、立候補に伴う休暇制度や議員活動のための休暇・休職、任期満了後の復職などについて、事業主の理解を得るための取組を進めるとともに、労働基準法はじめ労働法制の見直しを行うこと。

3 選挙制度の見直し

統一地方選挙の統一率が長期的に低下傾向にある中で、有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もって多様な人材の市議会への参画に資するため、長や議員の任期の状況に配慮しつつ、年間の地方選挙をその年の1又は2の特定日に集約する仕組みを検討すること。

あわせて、便乗選挙の対象拡大、供託金の引下げや、一般市の議員の候補者を寄付金控除の対象とすることについて検討すること。

4 小規模市の議員報酬の引上げ等を促進する財政支援 (議員報酬の引上げ)

小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的に恵まれた議員は別として、兼業しなければ生計困難に陥りかねない実情にある。

一方、議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には専業として活動せざるを得ない議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。

このため、住民の理解を得ながら、地域の実情に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げられるよう、小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。

(兼業議員のための所得損失手当の創設)

小規模市では、一度に議員報酬の大幅な引上げを図ることが現実的には困難な場合が多く、当面は、会社員も兼業を前提に議

員活動を行わざるを得ない。

このため、会社員と兼業する議員が休暇や休職等により雇用先から賃金カットを受けた場合、収入状況に応じ、収入減の一部を補填する所得損失手当（仮称）の創設を検討すること。

5 育児手当の創設

子育て世代の若者や女性の地方議会への参画を促進するため、期末手当のほか、育児手当の支給を可能とすること。

6 政治分野における男女共同参画の推進

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき、議員活動と出産・育児、介護等の両立支援のために地方議会が実施する体制整備等の取組に対し支援を行うこと。

7 厚生年金制度への地方議会議員の加入実現

会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後の生活や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境を整備するため、厚生年金へ地方議会議員が加入できる法整備を図ること。

8 地方議会のデジタル化の促進

本会議、委員会等のウェブサイト公開、議員に対するタブレット端末の配布、議事の自動音声翻訳、デジタル人材の育成確保など、地方議会のデジタル化への取組について技術的・財政的な支援を行うこと。

9 議会関連諸経費に対する地方財政措置の充実

- (1) 小規模市議会が、地域の実情に応じ事務局の体制を強化できるよう、小規模市の議会費に対する地方財政措置を強化すること。
- (2) 以下の事項に係る経費を中心に、市の議会費に対する地方財政措置を充実すること。
 - ① 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化など議会関連施設の整備
 - ② 議員の調査研究、政策提起能力の涵養に資する研修会の開

催、議会図書室の充実（公立図書館、大学図書館等との連携を含む）

- ③ 地域における子ども議会や女性議会の開催、有識者等との連携、その他市民との双方向のコミュニケーションの強化

10 地方自治教育の推進

教育の中立性の確保に十分配慮しつつ、地方自治とこれを支える地方選挙の重要性を子どもの時代から世代を超えて学習できる教育環境を整備すること。

第2 地方議会の権能強化

1 議長への議会招集権の付与

二元代表制の理念に則り、議会が自律的に活動を開始する制度を創設すること。

2 議決対象範囲の弾力化

議会の監視機能を強化するため、議決を要する「契約に係る種類・金額の要件」及び「財産の取得・処分に係る面積・金額の要件」について、各地域の実情や、議決を契約単位とすべきとする判例を踏まえ、政令で定める基準に従い条例で要件を定める現行制度を見直し、地域の実情に即した基準により条例で要件を定めることができるようにすること。

3 予算修正権の制約の解消

議会の政策提起機能を充実させるため、現在、長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約を見直し、議会の予算に対する関与を強化すること。

4 再議（一般的拒否権）の対象の明確化

地方自治法第176条第1項の一般的拒否権は、否決された議決については適用することができないと解されているが、明文化されておらず、議会で否決された事件が再議に付される事例が生じている。このため、否決事件を対象外とすることを明確に規定すること。

5 専決処分の対象の見直し

専決処分の対象について、議会が否決（不同意）した事件を対象外とする旨を明確に規定すること。

6 閉会中の委員会活動の制限の緩和

現行制度では、議会は、閉会中、その活動能力が失われ、例外的に議決により特定の事件を付託された委員会が、その付託された事件に限り活動能力が付与されている。

このため、常時活動している執行機関に対する適切な監視や、突発的な行政問題への迅速な対応に問題があることから、議会が閉会中でも委員会が活動できるよう現行制度の制限を緩和すること。

7 地方議会のオンライン開催

感染症のまん延や大規模災害の発生により会議場での会議を開催すること自体が困難な場合に加え、出産・育児、介護、疾病等の事情により会議場に参集することが困難な場合についてオンラインでの出席を可能とするなど、本会議への対象拡大も含め、地方議会のオンライン開催の取組を支援すること。

8 意見書の積極的な活用

全国の市議会から国会又は関係行政庁に提出された地方自治法第99条に基づく意見書については、これを調査・分析・評価し、国の政策立案に積極的に活用するとともに、その状況等を公表すること。

以上決議する。

令和5年6月14日

全国市議会議長会

ポストコロナを展望した地方行財政の充実に関する決議

新型コロナウイルス感染症のまん延やウクライナ情勢・円安に伴うエネルギー価格・物価高騰は、国民生活や雇用環境に深刻な影響を及ぼし、地域経済に甚大な打撃を与えてきた。また、人口減少・少子高齢化の加速やデジタル技術の進化などにより経済・社会・地域の構造変化に拍車がかかり、地方移住の関心の高まりやテレワークの普及など国民の価値観や生活態様も変わりつつある。

地方自治体、とりわけ都市地域の自治体では、現下の厳しい経済・社会状況の中、新たな行政需要に適切に対応しつつ、福祉・医療サービスの充実や防災・減災対策の推進、地域の資源を活かした都市の再生や活力増進などに安定的・持続的に取り組んでいく必要がある。

よって、国においては、ポストコロナの我が国の未来像を幅広く展望し、地方税財源の確保をはじめ、地方創生及び地方分権の推進など、地方行財政の充実に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方税財源の充実強化

(1) 令和6年度一般財源総額の確保

コロナ禍の長期化等によって地域経済の低迷が続き、地方財政の恒常的な財源不足が懸念されるため、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保充実を図ること。

地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能を堅持すること。

地方の財源不足の補填については、本来、地方交付税の法定率の引上げにより対応すべきであり、臨時財政対策債が累増することがないように、その発行を可能な限り縮小すること。

(2) 地方税の充実確保

税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるほか、適正・公平な課税の実現と新たな課題に対応する観点から、以下の事項に取り組むこと。

- ① 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性の向上や賃上げの促進など、経済対策や政策的措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。
- ② 自動車関係諸税の見直しに当たっては、電動車の比重が大きくなる中、社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業など、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるようにすること。
- ③ ゴルフ場利用税について、引き続き現行制度を堅持すること。
- ④ 法人事業税について、電気・ガス供給業に係る収入金額課税の現行制度を堅持すること。
- ⑤ 経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、法人課税に関する国内の税制を整備する場合には、地方法人課税分が含まれる点を踏まえて制度を構築すること。

2 地方創生の推進

(1) デジタル田園都市国家構想の着実な推進

地方創生の推進及びデジタル田園都市国家構想の実現に向けて、地方の主体的かつ継続的な取組を支援するため、「デジタル田園都市国家構想交付金」については、安定的に予算枠を確保・拡充するとともに、更なる制度の拡充やより弾力的で柔軟な取扱いを図ること。

(2) 「地方創生推進費」の継続・拡充

地方財政計画における「地方創生推進費」を継続・拡充するとともに、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村に配慮すること。

(3) 地方創生関連施策の拡充

- ① 地方拠点強化税制については、制度の継続とともに、支援対象や優遇措置の拡充を図ること。
- ② 地方の意見を踏まえ、「地方大学・地域産業創生交付金」の採択件数の拡大を図ること。
- ③ 地方創生に資するテレワークの推進、地方へのサテライトキャンパス設置など地方創生施策を積極的に展開すること。

3 地方分権の推進

(1) 自治体の自主性の尊重

提案募集方式の積極的な運用を図り、国から地方への事務・権限の移譲と義務付け・枠付けの緩和を進めること。

その際、事務・権限の移譲に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の配置については、地方の自主性を十分尊重すること。

また、義務付け・枠付けの緩和に当たっては、「従うべき基準」の原則廃止又は参酌化に積極的に取り組むこと。

(2) 「議会の議決」の尊重

議会の議決を不要とする提案については、二元代表制における議会の意義と権能を踏まえて、慎重に対応すること。

4 デジタル社会の実現

(1) デジタル格差の解消

地域におけるデジタル格差が生じないように、5G、光ファイバ等のデジタルインフラを早期に整備するとともに、専門的なデジタル人材の計画的な育成確保を図ること。

(2) 個人の権利利益の保護

高度情報通信ネットワークの利用が個人の思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられることのないように、個人情報の目的外利用や第三者への提供に係る取扱いを含め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講じること。

(3) 分散管理によるデジタル共通基盤の整備等

国・地方の情報システムの標準化・共通化、保有情報のデータベース化とその有効活用などデジタル共通基盤の整備に当たっては、地方自治体の意見を十分踏まえ、自治体独自の活用にも配慮した柔軟なシステムとするとともに、それぞれの情報の管理主体が分散管理する方式を前提とすること。これらに伴う地方負担については十分な財源措置を講じること。

また、地方の情報産業の発展やこれを支える人材の育成の妨げにならないよう十分配慮すること。

5 その他

地方制度調査会の運営に当たっては、複雑・多様化する地方自治の制度と運用の在り方について調査審議を進めるため、総会及び専門小委員会における地方代表の発言機会を拡充すること。

以上決議する。

令和5年6月14日

全国市議会議長会

感染拡大防止と社会経済活動の両立に関する決議

新型コロナウイルス感染症については、最近の感染状況や重症度の動向などを踏まえ、令和5年5月8日から感染症法上の位置付けが5類に移行され、これに伴い感染対策は、法律に基づき行政が様々な要請・関与を行う仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組を基本としたものに変更された。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染力や変異の可能性は引き続き社会に対し大きな影響を与えるとともに、新たな対応が求められる医療機関では十分な感染対策を行うことが重要となっている。

一方、新型コロナウイルス感染症の度重なる感染拡大に伴い、一連の感染拡大防止対策が長期化したことにより地域経済が危機的な状況に追い込まれ、国民生活や雇用環境に甚大かつ深刻な影響を及ぼしてきた。5類移行後も引き続き感染拡大防止対策や医療提供体制の強化に取り組むとともに、今後の中長期的な社会経済の姿を構想しつつ、悪化する経済や疲弊する地域の再生のために必要な諸施策を迅速・果敢に講じるべきである。

よって、国においては、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けて、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 感染拡大防止等について

- (1) 5類移行に伴い発生する費用については、地方に負担を求めることなく、確実な財政措置を講じるとともに、感染拡大防止や医療提供体制の確保等のため、地域の実情に応じて地方自治体が独自に実施する取組に対し、十分な財政支援を講じること。
- (2) 5類移行を踏まえ、国民が自主的な判断により適切な対策を講じることができるよう、様々な場面において注意すべき感染対策や行動について、分かりやすく丁寧に周知すること。
- (3) 新たな変異株の全国的な感染拡大を防ぐため、必要な場合には、迅速かつ的確に万全の措置を講じること。

- (4) ワクチン接種について、地域の実情に応じた対応が可能となるよう、接種体制の確保に要する経費に対しては国負担により確実な財政措置を講じること。
- (5) ワクチン接種を安心して受けられるよう、有効性、必要性、安全性及び副反応等のより具体的で正確な情報を、国民に対し適切かつ迅速に提供すること。
- (6) ワクチンの追加接種(ブースター接種)及び変異株に対応した新たなワクチン接種の実施に当たっては、科学的な知見に基づいた検証を行うこと。
- (7) 特措法に基づく都道府県知事の権限については、今後、検証を行った上で、指定都市・中核市・保健所設置市が要請する場合、財源と併せて移譲を受けることが可能な制度とすること。

2 医療提供体制等の強化について

- (1) 新たに新型コロナ患者を受け入れる医療機関に対して、感染対策に必要な設備整備等への支援を行うとともに、医療体制の見直しについて医療機関や地方自治体への周知を徹底すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により医業収支が悪化している医療機関については、引き続き地域医療提供体制が維持できるよう、適切かつ十分な財政支援措置を講じること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の後遺症については、国において十分に調査・分析を行い、治療や相談支援等の体制整備を行うこと。
- (4) 今後、未知の感染症が再び脅威となる事態を想定し、保健所・地方衛生研究所体制を抜本的に強化すること。また、医療提供体制全体を危機管理の視点から早期に再構築すること。

3 経済対策等について

- (1) 地域経済の本格的な再生を図るため、当面の物価高騰対策に加え、企業収益力の向上、職業能力の再開発、持続的な賃上げ、非正規雇用の正規化など、投資・雇用・所得のあらゆる面で強力な対策を講じること。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、感染状況や経済状況等に対応して地方自治体が必要とする額を十分に確保するとともに、地域の実情に応じ適切かつ弾力的に運用できる制度とすること。
- (3) コロナ禍で厳しい状況が続いていた観光の本格的な復興のため、地方の観光を活性化し地方創生につなげていくための必要かつ十分な財源を確保すること。

以上決議する。

令和5年6月14日

全国市議会議長会

頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策 及び復旧・復興対策等に関する決議

近年、集中豪雨や台風、地震など様々な自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生している。

こうした災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、ハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務である。

また、災害発生後の迅速な復旧・復興対策や災害時における感染症対策も重要となっている。

よって、国においては、防災・減災対策及び復旧・復興対策の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 台風等による広域的な河川の氾濫対策のため、堤防整備や治水ダム建設など流域全体の関係者が協働する流域治水について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保を図ること。また、除排雪を行う事業者の支援や住民の安全確保のための体制整備など、雪害対策の推進を図ること。

2 土石流対策の強化について

改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、盛土等について全国統一の基準・規制が設けられ、地方自治体の新たな事務や経費の増加が見込まれることから、負担軽減に向けた制度設計を検討するとともに、財政的及び技術的支援を積極的に講じること。

3 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 国土強靱化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など、災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。

- (2) 地震による建築物の倒壊防止のため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。

4 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

- (1) 地方財政計画における緊急防災・減災事業債を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。

- (2) 頻発・激甚化する災害への対策やインフラの老朽化対策を重点的かつ集中的に取り組む、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に推進すること。

また、新たな国土強靱化基本計画に基づき、5か年加速化対策後も継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源を別枠で確保するなど十分配慮すること。

- (3) インフラの防災・老朽化対策について、地方自治体にとって自由度の高い交付金の創設などを図るとともに、地方財政計画における公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保、対象事業の拡大を図ること。

- (4) 災害時の停電防止のため、送電・配電施設の強靱化、非常用電源対策の強化について、事業者とともに取組を推進すること。また、その他ライフライン及び道路や鉄道などの各種インフラについても、一層の強靱化を図ること。

5 災害復旧・復興支援の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興事業に対する支援の充実強化を図ること。なお、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。

- (2) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和や被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。

- (3) 広域災害では、地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が異なることから、発生後、関係機関等が被害の全容を可及的速やかに把握できる体制とシステムの強化を図ること。
- (4) 被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、国の個別補助制度など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとって分かりやすく、不公平感を招かない制度設計を行うこと。なお、被災者生活再建支援制度については、支給額の増額、適用条件の緩和など、更なる充実を検討すること。
- (5) 近年の災害の多発に鑑み、災害の事前の備えとしての地震保険や水災補償などの加入について、国において周知を図るだけでなく、保険料控除制度の拡充など、加入促進に向けた取組を図ること。

6 各種災害からの避難対策の強化について

- (1) 避難所については住民の速やかな避難行動を促すためにも、冷暖房整備に加えプライバシーの確保や授乳室の設置など、きめ細やかな配慮が可能となるよう支援体制の充実強化を図ること。
- (2) 洪水や土砂崩れなどの危険度や避難経路を住民が正しく理解し、適切に避難行動がとれるよう、ハザードマップの活用等による防災知識の普及啓発を強化し、国民全体に対する防災意識の醸成を図ること。
- (3) 地方自治体による適時適切な避難指示等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の導入・運営に係る十分な財政支援措置を講じること。また、線状降水帯予測向上のための二重偏波気象レーダーの設置及び迅速な地震速報や津波予警報のための多機能型地震観測装置の老朽化対策について十分な財源を確保すること。
- (4) 災害ハザードエリアに居住する住民等について、安全で利便性の高い居住誘導区域等への移転を推進すること。

- (5) 避難所における感染症対策のため、設備・備品の確保、医療救護体制の整備などを支援すること。

7 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

8 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

9 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、各地の原子力発電所において万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

以上決議する。

令和5年6月14日

全国市議会議長会

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災の発生から 12 年が経過した。被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、被災者や被災企業への各種支援、農林水産業の再生等に加え、原子力発電所事故に起因する風評対策、放射性物質トリチウムを含む ALPS 処理水の処分など困難な課題が山積している。

加えて、新型コロナウイルス感染症への対応や物価高騰に伴う復旧・復興事業への影響など対処すべき課題が複雑多様化しており、被災地それぞれの状況に応じた柔軟な対応が必要となっている。

よって、国においては、持続可能で活力ある地域社会を創造できるよう、一日も早い被災地全体の復旧・復興に向け、特に下記の事項を実現されることを強く要望する。

記

1 東日本大震災からの早期復旧・復興について

(1) 「第 2 期復興・創生期間」における財政支援

- ① 震災復興特別交付税等地方財政措置について、被災地の実情に応じ、継続的な措置を講じること。
- ② 地盤沈下区域の嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し、全面的に財政支援措置を講じること。

(2) 被災者の生活再建支援等

- ① 被災者の生活再建に向け、雇用対策や被災者支援総合交付金による支援など各種措置の充実強化を図ること。
- ② 災害援護資金の償還について、自治体の国に対する償還期限を延長するとともに、債権回収に向けた自治体個々の取組に係る経費について助成措置を講じること。
- ③ 生活保護、介護、保健・医療について、被災地の実情に応じた支援措置の充実強化を図ること。
- ④ 災害拠点病院における災害救急医療の増加経費や必要な医師の確保、患者の転院搬送等に要する経費等の負担に対し、支援措置を講じること。

(3) 地域産業の復旧・復興への支援

- ① 水産業及び関連産業、地元企業や商店街の本格的な復興など地域産業の復旧・復興に対する支援措置の充実強化等を図ること。
- ② 交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造するため、新産業の集積や教育・研究機関の誘致について、特段の措置を講じること。

(4) 伝承活動への支援

震災の記憶と教訓を後世に伝承していくため、人材育成、研修、情報交換など伝承活動の環境整備に取り組むこと。

2 原子力発電所事故災害への対応について

(1) 放射性物質対策事業の推進

- ① 除去土壌等の仮置場の原状回復など予算の確保に万全を期するとともに、現場保管に係る搬出困難事案の解消について制度設計を行うこと。
また、将来的に、搬出困難事案の対応については国の責任において最後まで実施すること。
- ② 仮置場での利用後、当該用地に集会所など福祉向上に資する施設等を整備する場合について、財政措置を講じること。
- ③ 放射能汚染濃度 8,000Bq/kg 超の指定廃棄物（焼却灰等）については、特定廃棄物埋立処分施設へ安全かつ早期に搬出すること。
- ④ 除去土壌等の県外最終処分に関する計画を提示すること。
- ⑤ 全ての除去土壌等が撤去された後のリアルタイム線量測定システムの配置のあり方については、各自治体や地域住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら、配置基準や諸手続きを示すこと。

(2) 確実な汚染水・処理水対策

- ① ALPS処理水の海洋放出を実施する前に理解と合意を得るよう、東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という。）に対し指導すること。

また、それまでは陸上保管を継続し、タンク保管容量の余力の確保等についても検討するよう、東京電力に対し指導すること。

- ② トリチウムの分離技術について、実用化の可能性を前向きに評価し、当該技術の実用化に向けて全力を尽くすよう、東京電力に対し指導すること。
- ③ 根本的な原因である汚染水の発生を抑制し、将来的には防止するよう、高等教育機関などの様々な知見を参考にしながら抜本的な対策を講じるよう、東京電力に対し指導すること。

(3) 原子力損害賠償の適正な実施

- ① 被災者が独自に行った除染費用について、東京電力において全額賠償するよう強く申し入れること。
- ② 原子力災害に伴う市税等の減収及び住民の各種検査や風評被害対策など原子力発電所事故との因果関係が明らかな業務に要する費用について全額賠償するよう、東京電力に対し指導すること。
- ③ 国内外への正確な情報提供や農林畜産物等の販路拡大など、風評被害の防止・解消に向けた対策を強化し、風評の早期払拭を図るとともに、風評による損害に対する完全な賠償を早急に行うよう、東京電力に対し指導すること。
- ④ 個人・法人及び自治体が被ったすべての損害に対し、適切で迅速な賠償を行うよう、東京電力に対し指導すること。

(4) 原子力災害に係る各種施策の推進

- ① 風評は観光産業に深刻な影響を及ぼしており、観光地のハード整備及び各種観光施策等について財政措置を講じること。
- ② 処理水を海洋放出する方針が決定されたことに伴う新たな風評の発生は、企業誘致活動や地域経済への影響が少なくないため、工業団地の整備及び企業誘致に係る助成制度の充実を図ること。
- ③ 増加する有害鳥獣の処理が適切に実施できるよう、広域的な規模での処理体制に係る財政措置を講じること。

- ④ 健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用の全額国庫負担を継続すること。
- ⑤ 原発事故以前の健全な状態へ回復するまでの間、固定資産税を免除するとともに、市税等の減収分を補填するため震災復興特別交付税の財源措置を継続すること。
- ⑥ 避難指示等対象地域における医療費一部負担金、介護保険利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料の被保険者の免除について、国の特別の財政支援を継続すること。
- ⑦ 農林業系汚染廃棄物については、適切な処理の促進と最終処分までの適切な保管のため、技術的・財政的支援を継続すること。

(5) 原子力災害にかかわる中長期的な対応

- ① 人への健康影響等が懸念される箇所が新たに判明した場合には、リスクコミュニケーションによる不安解消や線量低減化などの環境回復措置について、永続的な支援策を講じるとともに、将来的に国の責任において実施すること。
- ② 原子力災害からの創造的復興を成し遂げるため、今後とも国が前面に立って、風評払拭や健康管理、心のケアなどに取り組むこと。
- ③ 福島再生加速化交付金について、風評払拭の取組強化に向けた財政支援の拡充を図るとともに、地域の実情に応じた取組も対象とすること。

以上決議する。

令和5年6月14日

全国市議会議長会

